

前 金	部分払い
① 無	0 回

令和5年度危管第1-1号
津市地域防災情報通信システム（同報系）
更新事業実施設計業務委託

設計書

津市危機管理部危機管理課

委 託 設 計 書

業 務 名	令和5年度危管第1-1号 津市地域防災情報通信システム（同報系）更新事業実施設計業務委託
業務場所	津市内 一円
設計金額	¥ 〃 (内消費税相当額 〃 円)
委託期間	契約日から令和6年3月15日まで

委 託 の 大 要

地域防災情報通信システム設計業務委託 一式

危機管理課 決裁	危機管理課長	調整担当主幹	担当	設計者
営繕課 合議	営繕課長	調整担当主幹	担当主幹	担当 担当

内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
本業務委託費				1	式	——	——	
	業務原価							
		直接原価						
			直接人件費	1	式	——	——	
			実施設計	1	式	——		第1号明細表のとおり
			打合せ協議	1	式	——		第2号明細表のとおり
			計 (直接人件費)					
			直接経費	1	式	——		第3号明細表のとおり
		計 (直接原価)						
		その他原価		1	式	——		
	計 (業務原価)							
	一般管理費等			1	式	——		
	計 (業務価格)							
	消費税等相当額			1	式	——		
本業務委託費 計								

設計業務内容内訳

① 地域防災情報通信システム詳細設計
(対象設備：親局設備、中継局設備)

No.	項 目	技師 (B)	技師 (C)	技術員
1	現地調査			
2	課題整理			
3	再整備検討対象機器抽出			
4	各種設備比較検討			
5	再整備方針作成			
6	年次計画作成			
7	システム設計			
8	実施設計書作成			
9	仕様書作成			
10	維持管理費用積算			
11	関係機関協議等			
	合 計			

② 打合せ協議

No.	項 目	技師 (B)	技師 (C)	技術員
1	打合せ協議 (1回目)			
2	打合せ協議 (2回目)			
3	打合せ協議 (3回目)			
4	打合せ協議 (4回目)			
5	打合せ協議 (5回目)			
6	打合せ協議 (6回目)			
7	打合せ協議 (7回目)			
8	打合せ協議 (8回目)			
9	打合せ協議 (9回目)			
10	打合せ協議 (10回目)			
	合 計			

津市地域防災情報通信システム（同報系）
更新事業実施設計業務
仕様書

I 総則

1 適用

本仕様書は、津市（以下、「発注者」という。）が受注者（以下、「受注者」という。）に対し業務を委託する「津市地域防災情報通信システム（同報系）更新事業実施設計業務」（以下、「業務」という。）に適用する。

2 業務の目的

本仕様書は、現在、発注者が運用している防災行政無線（デジタル同報系）設備について、令和4年度に実施した基本構想に則り、引き続き住民等への情報伝達を迅速且つ確実に行えるよう、親局、中継局、戸別受信機及び屋外拡声子局の一部を、費用対効果が高く経済的な高機能化を図りつつ、円滑に設備更新することを目的とする。

3 履行場所

津市内 一円

4 履行期間

契約締結日から令和6年3月15日まで

5 関連法規等

本業務の実施にあたり、本仕様書に定めるもののほか、契約書及び以下に示す関連法規等に従い実施するものとする。

- (1) 電波法及び同法関係規則等
- (2) 電気通信事業法及び同法関係規則等
- (3) 有線電気通信法及び同法関係規則等
- (4) 建築基準法及び同法関係規則等
- (5) 電気通信設備工事共通仕様書
- (6) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (7) 総務省市町村デジタル同報通信システム標準規格 (ARIB STD-T86/STD-T115)
- (8) 災害等非常時屋外拡声システム性能確保のための ASJ 技術規準 第1版
- (9) 三重県土木工事共通仕様書
- (10) 日本産業規格 (JIS)
- (11) 津市地域防災計画等諸規則
- (12) その他本業務に関連する法令、規則等

6 業務概要

本業務は、防災行政無線（デジタル同報系）設備の更新（親局、中継局、戸別受信機、屋外拡声子局の一部）について、地域防災計画並びに市の防災体制を十分に把握し、災害時における情報の収集及び伝達、並びに平常時には一般行政事務連絡を迅速かつ確実に行え、費用対効果が高く経済的な高機能化を図りつつ円滑に設備更新可能なシステムとなるよう調査・設計を行い、更新システムの事業発注に必要な発注仕様書、設計積算書及び施工図面等の実施設計書の作成を行うこと。

なお、設計にあたっては、津市の自然条件および環境等を十分考慮し、電波伝搬調査等の必要な業務を実施すること。

7 業務内容

本業務の内容は次のとおりとし、その詳細は第2章による。

- (1) 計画・準備
- (2) 現地調査、整理、収集
- (3) システム検討・設計

- (4) 電波伝搬調査
- (5) 実施設計書の作成
- (6) 東海総合通信局との協議
- (7) 監理業務仕様書及び見積書作成
- (8) その他資料の作成等
- (9) 成果品の作成

8 支給品及び貸与品

本業務に必要な既設の無線施設や無線機器等の資料、建築図面等については、発注者から受注者へ貸与する。

ただし、本業務に必要な機器および車両等は受注者の負担で確保することとする。

9 手続き

受注者が現地調査実施にあたり、手続きが必要な地域、施設、建物等に立入る必要がある場合は、発注者と協議のうえ、当該財産を管理する者の了解を得て、所定の手続きを行うものとする。

10 関係各所への手続き

本業務の実施に関して市が関係各所に対する手続きを行う必要がある場合には、原則、受注者が市に代わり、一切の諸手続きに必要な書類、資料等の作成及び手続きを行うものとする。

11 費用負担

本業務に伴い必要となる費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

12 その他

- (1) 受注者は、本業務の受託期間中、発注者と密接に連絡を取り合い、業務にあたらなければならない。
- (2) 設計過程で本仕様書以外に、法改正若しくは計画に影響を及ぼす環境の変化が生じた場合又は予測される場合には、設計内容等を随時実現性のある計画に修正すること。
- (3) 東海総合通信局に対して相談を行う場合には、協議資料の作成を支援するとともに、必要に応じ東海総合通信局へのヒアリングに同行すること。
- (4) 受託者は、成果品を提出後、瑕疵が発見された場合には、委託者の指示に従い、必要な処理を行うこと。なお、瑕疵に対する処理経費は、受託者が負担するものとする。

II 業務内容

1 計画・準備

本業務の実施に先立ち、効率的かつ効果的な業務が行えるよう、主な作業について、実施方針、実施手順、業務工程、業務組織計画等を記載した業務計画書を作成し、担当者に提出すること。

また、本システムを設計するにあたり、東海総合通信局の免許方針及び指導要綱に準拠するとともに、次の条件を満たすこと。

- (1) 本システムの主旨を十分理解し、実施設計を行うこと。
- (2) 移行期間中は、新旧システムが混在することになるので、設計に際して既設システムの運用に影響を与えないよう考慮すること。

2 現地調査、整理、収集

実施設計の基礎資料とするため、既設設備の現状、電源設備等の付属設備の現況等、業務に必要な設備について現地調査を行い、資料を収集整理すること。継続利用可能な設備についても調査し、更新システムの検討に含めるものとする。

(1) 既設防災行政無線設備（デジタル同報系）整備状況

種別	設置場所	数量	適用
親局	本庁舎	1 式	
遠隔制御装置	本庁舎 各総合支所 各消防署	1 5 台	
中継局	津市地内	3 局	長谷山中継局、美杉中継局、比津中継局
再送信子局	津市地内	1 0 局	
再送信局	津市地内	3 局	
屋外拡声子局	津市地内	4 7 7 局	
戸別受信機	津市地内	4 2 3 機	

(2) 親局の調査

親局、操作卓等の設置場所ならびに空中線、配線配管及びその他機器設置における必要事項について調査・確認すること。

(3) 屋外拡声子局等の設置場所調査

屋外拡声子局等の設置場所については、電波伝搬状況及び音響伝達範囲等を総合的に加味して調査し、結果をもとに机上シミュレーション等を行った上で検討を行うこと。その上で新たに屋外拡声子局等の設置が必要との結論になった場合には、可能な限り公共施設や市所有地への設置を検討すること。その際、アンサーバック等の必要性についても検討を行うこと。

また、中には 30 年以上使用している既設屋外拡声子局等の柱が存在することから、すべての柱について継続利用できるかどうかの確認を目視及び打診検査等にて行うこと。

目視及び打診検査等で継続利用の可否を判断できない場合には、非破壊検査を既設ポールメーカー（YS ポール㈱）へ依頼し検査を実施すること。対象となる既設屋外拡声子局等の柱は 30 本程度とする。ただし調査対象本数に関しては結果に応じて増える場合がある。

報告書については調査実施後、速やかに提出すること。

(4) 戸別受信機の調査

既設の戸別受信機（空中線等を含む）の整備状況、電波伝搬状況等を調査すること。

3 システム検討・設計

前項までの資料収集、現地調査及び電波伝搬調査の結果を踏まえ市と協議し運用上の支障がないことを前提に整備費用低廉化、電波の有効利用を考慮したシステム検討及び設計を行うこと。

(1) システム打合せ

本業務の遂行に当たっては、業務の節目となる時期に下記の打合せを行うものとするが、必要に応じ下記以外にも適宜実施するものとする。

また、打合せ内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

- ア 業務着手時 1回
- イ 中間打合せ 8回（現地調査時、システム設計時等）
- ウ 業務完了時 1回
- エ その他、必要に応じて実施

(2) システム検討資料作成

システムを検討するにあたり、令和4年度実施の基本構想並びに既設防災行政無線の課題等から、最新の技術動向を踏まえ、運用や操作、機能などを提案し、本市に適切な選定を行うこと。

(3) システム設計

システムを検討するにあたり設備設置場所調査及び電波伝搬調査結果を踏まえて、デジタル同報系を構成する機器について、電波法関係審査基準に基づき、無線局諸元、システム構成、必要な機能及び機器仕様等の設計を行うこと。

ア. 親局（基地局）

親局は、本庁舎に設置され、基地局の空中線は既設空中線設置箇所を基本とする。

機器配置、無線機の送信出力、空中線の種類・取付位置及び給電線の種類、配線系統の設計を行うこと。

また、J-ALERT（全国瞬時警報システム）と連動すること。

なお、既設親局の仮設及び移設を考慮し、円滑にシステム移行できる構成を検討すること。

イ. 中継局設備

中継局は、長谷山・美杉・比津の3ヵ所に設置され、空中線は既設空中線設置箇所を基本とする。

機器配置、無線機の送信出力、空中線の種類・取付位置及び給電線の種類、配線系統の設計を行うこと。

親局設備と同様に仮設及び移設を考慮し、円滑にシステム移行できる構成を検討すること。

ウ. 遠隔制御装置

本庁舎、各総合支所及び各消防署に配備し、夜間・休日の対応が可能なこと。親卓と有線で接続し、機器の設置場所並びに配線、配管その他必要事項について設計を行うこと。

エ. 再送信局（再送信子局）

必要に応じて再送信局（再送信子局）の設計を行うこと。

オ. 屋外拡声子局

取付柱は鋼管柱とし、スピーカー、アンテナ等の搭載機器の風圧面積、重量に対して十分な強度検討を行うこと。

屋外拡声子局の増設、移設及びスピーカーの方向及び拡声増幅器出力等により、難聴地域の改善や音達範囲が広がるよう検討を行うこと。

屋外拡声子局の増設等により、現在と音達エリアが変更となる場合は、該当するすべての屋外拡声子局について机上シミュレーションにより音達エリアを示すこと。（音達エリアのシミュレーション結果は、1dBステップで色分けして表示すること）

カ. 戸別受信システム

戸別受信システムは、デジタル同報系（戸別受信機）とし、基本的には既設に準じた設計を行い、設置状況に応じて変更提案等を行うこと。

キ. 概算書作成

無線システム設計に基づき概算書を作成すること。年次整備計画案については、協議

して年度別整備費を算出すること。

また、そのシステム構成の検討結果に基づき、整備後 10 年間における保守費用の概算書も作成すること。

(4) 強度計算書及び構造計算書の作成

親局及び中継局設備更新に伴う、既存建物等に対する設置可否を判断する為、予定する機器に基づき、構造計算書の作成を実施すること。

また、屋外拡声子局の機器を考慮し、強度計算書の作成を実施すること。構造計算書及び強度計算書については所属の一級建築士が作成等を行うこと。

4 電波伝搬調査（60MHz 帯 TDMA、QPSK/4 値 FSK）※調査規格等は別途指示する。

(1) デジタル無線実験局を用いて親局（基地局）及び中継局から電波を発射し、各屋外拡声子局等との無線回線品質の確認を行うこと。

なお、本業務の調査に使用する実験局は、電波法省令 2 第 6 条により受注者が総務省より免許を受けた局であり、実験局常置場所が受注者の本社所在地とされていること。

(2) 電波伝搬調査項目は以下の通りとし、空中線の回転パターン、ハイトパターン測定を実施するものとする。

ア. 受信電界強度測定

屋外拡声子局及び戸別受信機設置場所周辺における、受信入力レベルを測定すること。
戸別受信機についても必要な場合は行うこと。

イ. ビット誤り率測定

屋外拡声子局における、ビット誤り率（BER）を測定すること。

ウ. 指向パターン測定

屋外拡声子局における、空中線の指向特性を測定すること。

エ. ハイトパターン測定

屋外拡声子局における、空中線の高低による受信入力レベルを測定すること。

(3) 電波伝搬調査報告書作成

電波伝搬調査の結果を集計、分析し、電波伝搬調査報告書を作成すること。

(4) その他

電波伝搬調査は、原則として午前 9 時から午後 5 時までの間に実施すること。

5 実施設計書の作成

(1) 発注仕様書の作成

令和 4 年度に実施した基本構想、現地調査、無線システム設計の検討結果に基づき、システム構成に必要な親局（基地局）、中継局、屋外拡声子局及び戸別受信システム等の仕様を検討し、仕様書を作成すること。

また、工事期間中でも既設設備の運用を停止することなくシステム移行が図れる構成にすること。

(2) 発注図面の作成

システム構成図、基地局設備の機器配置図、配線配管図、屋外拡声子局等の機器の装柱図や外観図など、施工に必要な図面を作成すること。

(3) 設計積算書の作成

原則として信頼のおける同程度の通信機器メーカーの見積書を徴収し、見積条件が同一であることを確認して、全体設計書及び年度別設計書として事業費を算出すること。

なお、設計積算書には、既設同報無線設備等の撤去費用を含めるものとする。

6 東海総合通信局との協議

(1) 受注者は、東海総合通信局との打ち合わせに同席し、デジタル無線設備更新の整備計画概要を報告するとともに整備方針の調整及び協議を行うこと。

(2) 無線設置計画書の作成

必要に応じて、回線設計（机上検討資料）及び電波伝搬調査結果を基に東海総合通信局に

提出する無線局設置計画書の作成を行うこと。

7 監理業務仕様書及び見積書作成

同報無線更新整備工事の監理業務について、専門的知識を有する者に、監理業務を委託するための仕様書及び見積書を作成すること。

8 その他資料の作成等

令和6年度予算編成等のため、令和5年9月30日までに実施業務、設計概要、事業設計書及びその他発注者が必要とするもの（別途指示する）を提示すること。

令和6年度以降に実施する工事等について、発注者と入札方法（競争入札、総合評価、プロポーザル方式等）の検討を行い、必要な資料を作成すること

9 成果品の作成

業務結果として、以下の成果物を2部作成して提出すること。

	納期
(1) 電波伝搬調査報告書	令和5年6月30日
(2) 無線局設置計画書	令和5年7月31日
(3) 強度計算書、構造計算書	令和5年8月31日
(4) 非破壊検査報告書	令和5年8月31日
(5) 実施設計書	令和6年2月28日
ア. 発注仕様書	
イ. 設計積算書	
ウ. 施工図面	
エ. 数量積算書	
オ. 採用単価表	
カ. 見積比較表	
(6) 監理業務仕様書（案）	令和6年3月15日
(7) 現地調査、システム検討資料	令和5年8月31日
(8) 概算費用概算積算書	令和5年9月30日
(9) 概略工事工程表	令和5年9月30日
(10) 打合せ議事録	適宜
(11) 上記書類の電子データ	適宜
(12) その他、甲が必要とする書類	適宜

※ 電子媒体（CD-R 又は DVD-R）は、コンピューターウイルス等チェック済みのもので、使用するソフトは、編集が可能なオリジナルデータ（ワード、エクセル、パワーポイント、その他一般的なソフト）とすること。

※ 製本サイズは、原則A4サイズとし、A4サイズ以上の図面等はA4サイズに折りたたむこと。

親局・中継局

施設	施設名称
親局	つしやくしよ
中継局	ほせやま
中継局	みすぎちゆうけい
中継局	ひつちゆうけい

群・個別番号一覧

地域	群番号	群名称	個別番号	子局名称
津(北)	201	高野尾	2001	津 1 新出集会所
			2006	津 6 ネオボリス入口歩道
			2007	津 7 高野尾出張所
			2008	津 8 里集会所
			2009	津 9 ぜにかけ松
	202	豊が丘	2002	津 2 高野尾配水場
			2003	津 3 豊が丘集会所
			2004	津 4 豊が丘みどり公園
			2005	津 5 豊が丘さわやか公園
			2010	津 10 山室町センター
	203	大里	2011	津 11 あのと台公園
			2012	津 12 野田会館
			2013	津 13 豊里中学校
			2014	津 14 大里出張所
			2015	津 15 大里小学校
			2016	津 16 かわきた公園
			2127	津 127 大里陸合町東道残地
			2018	津 18 白塚団地1号公園
	204	白塚	2019	津 19 白カネ園児童遊び場
			2020	津 20 白塚公園
			2023	津 23 白塚小学校
			2024	津 24 南町緊急避難場所
			2132	津 132 白塚排水機場
	205	栗真	2021	津 21 小川集会所
			2022	津 22 栗真小学校
			2025	津 25 栗真出張所
			2026	津 26 三重県立国児学園
			2133	津 133 小川園児童遊び場
	206	一身田	2134	津 134 町屋ポンプ場
			2135	津 135 三重大学
			2017	津 17 豊野団地中公園
			2029	津 29 志登茂園団地東公園
			2030	津 30 平野公園
			2031	津 31 三重短期大学
			2032	津 32 上津部田集会所
			2033	津 33 一身田中学校
			2034	津 34 一身田出張所
			2035	津 35 一身田小学校
			2036	津 36 夢が丘中央公園
			2128	津 128 豊野団地入口公園
	207	北立誠	2129	津 129 高田高校駐車場
			2027	津 27 江戸橋公園
			2028	津 28 北立誠小学校
			2083	津 83 上浜四丁目自治会集会所
			2136	津 136 上浜北公園
208	南立誠	2080	津 80 下部田調整池堤	
		2081	津 81 羽所公園	
		2082	津 82 ひょうたん池公園	
		2084	津 84 桜橋緑道内	
		2085	津 85 島崎町公園	
209	津西	2086	津 86 島崎町ふれあい公園	
		2037	津 37 津西ハイタウンセントラルパーク	
		2038	津 38 緑の街もちのきパーク	
		2039	津 39 西が丘小学校	
		2040	津 40 緑の街ふじのきパーク	
		2065	津 65 つつじヶ丘西公園	
		2066	津 66 つつじヶ丘児童遊び場	
		2068	津 68 観音寺自然公園	
210	安東	2131	津 131 むつみヶ丘団地ゴミ集積所	
		2137	津 137 緑の街やまもパーク	
		2041	津 41 中跡部自治会集会所	
		2042	津 42 津市中消防署西分署	
		2043	津 43 津市埋蔵文化財センター	
		2059	津 59 北河路橋付近ゴミ集積所西側	
		2063	津 63 納所集会所	
		2064	津 64 安東出張所	
211	橿形	2067	津 67 洗見岩跡公園	
		2138	津 138 観音寺南児童遊び場	
		2044	津 44 四軒町公園	
		2045	津 45 橿形出張所	
		2046	津 46 殿舟団地第一公園	
		2047	津 47 山垣内公園(長谷山公園)	
		2048	津 48 産品集落センター	
		2049	津 49 志袋公園	
		2050	津 50 片田長谷町コミュニティセンター	
		2051	津 51 薬王寺町集会所	
		2052	津 52 片田久保町集会所	
		212	片田	2053
2054	津 54 片田団地1号公園			
2055	津 55 片田出張所			
2056	津 56 泉ヶ丘団地中央公園			
2057	津 57 緑ヶ丘サンパル公園			
2058	津 58 三河公園			
2060	津 60 神戸出張所			
2099	津 99 修養道場(公民館)			
213	神戸	2130	津 130 石川垣内集会所	
		2140	津 140 神戸北公園	
		2142	津 142 泉ヶ丘団地北公園	
		2061	津 61 新町公園	
		2062	津 62 新町小学校	
		2070	津 70 押加部地内東道残地	
214	新町	2071	津 71 古河公園	

地域	群番号	群名称	個別番号	子局名称
津(南)	215	養正	2069	津 69 鳥居町西公園
			2072	津 72 養正小学校
			2073	津 73 三番町公園
			2075	津 75 乙部公園
			2076	津 76 観音公園
			2077	津 77 敬和小学校
			2078	津 78 相生町公園
			2079	津 79 清原公園
			2087	津 87 高洲町教育集会所
			2088	津 88 海浜公園(陸上競技場)
	216	敬和	2089	津 89 養崎児童遊び場
			2139	津 139 地頭領公園(津市中央児童遊び場)
			2090	津 90 あこぎ苑児童遊び場
			2091	津 91 育生小学校
			2092	津 92 結城公園
			2095	津 95 八幡会館
			2096	津 96 橋南会館
			2143	津 143 結城東児童遊び場
			2144	津 144 藤枝会館(チビッコ広場)
			2074	津 74 津球場公園駐車場
	217	育生	2097	津 97 岩田公園
			2098	津 98 修成小学校
			2100	津 100 高松山団地東公園
			2101	津 101 旭ヶ丘公園
			2141	津 141 半田児童遊び場(高松スポーツ公園)
			2093	津 93 クスノキ児童遊び場
			2094	津 94 藤水小学校
			2107	津 107 米垣内公園(米津東公園)
			2108	津 108 御殿場緑地
			2145	津 145 藤方東公園
	218	修成	2102	津 102 二重池団地東公園
			2103	津 103 垂水団地公園
			2104	津 104 南が丘小学校
			2105	津 105 南が丘ツツジ公園
			2106	津 106 たるみ子育て交流館
			2109	津 109 小森宮の前児童遊び場
			2110	津 110 東城山緑地公園
			2111	津 111 南郊公民館
			2112	津 112 パテオ高茶屋公園
			2113	津 113 南部緑地公園
	219	藤水	2114	津 114 小森向山苑自治会集会所
			2115	津 115 中山児童遊び場
			2116	津 116 四ツ野児童遊び場
			2117	津 117 高茶屋市民センター
			2118	津 118 小森南公園
			2146	津 146 ヒューマンタウン児童遊び場
			2119	津 119 雲出張所
			2120	津 120 十五所公園
			2121	津 121 伊倉津町チビッコ広場
			2122	津 122 松阪興産北道路敷
	220	南が丘	2123	津 123 雲出小学校
			2124	津 124 雲出長常地内市道残地
			2125	津 125 チビッコ広場公園
			2126	津 126 殿木公園
			2147	津 147 中消防署南分署
			3032	久居 32 久居方面団第1分団車庫
			3039	久居 39 久居グラウンド
			3040	久居 40 中町第二公園
			3047	久居 47 旧久居総合支所
			3048	久居 48 元町地区集会所
	221	高茶屋	3049	久居 49 久居公民館
			3058	久居 58 東出中央公園
			3059	久居 59 須ヶ瀬構造改善センター
			3060	久居 60 大日寺
			3037	久居 37 明神地内市道
			3038	久居 38 津市消防本部
			3041	久居 41 北口第一公園
			3042	久居 42 市営住宅北口団地B棟
			3043	久居 43 明神地区集会所
			3044	久居 44 相川地区集会所
	222	雲出	3045	久居 45 丸永公園
			3046	久居 46 成美小学校
			3050	久居 50 久居団地南公園
			3051	久居 51 久居体育館
			3052	久居 52 桜が丘南公園
			3053	久居 53 脇田山団地集会所
			3054	久居 54 小野辺集会所
			3055	久居 55 立成小学校
			3056	久居 56 久居東中学校
			3068	久居 68 春日丘公園
	223	誠之	3057	久居 57 ビーチ公園
			3061	久居 61 牧倶楽部
			3062	久居 62 新家地内市道
			3063	久居 63 桃園小学校
			3064	久居 64 二つくり公園
			3065	久居 65 木造第六区集会所
			3066	久居 66 木造七区地区集会所
			3029	久居 29 羽野地区集会所
			3033	久居 33 戸木墓園
			3034	久居 34 風早団地内市道
	224	成美	3035	久居 35 戸木幼稚園
			3036	久居 36 狐塚地区集会所

地域	群番号	群名称	個別番号	子局名称		
久居	228	栗葉	3012	久居 12 ホームランド南側ゴミ集積所		
			3013	久居 13 上稲葉ふれあい会館		
			3016	久居 16 大島公会所		
			3017	久居 17 北出公会所		
			3018	久居 18 下稲葉公会所		
			3019	久居 19 さうるす広場公園		
			3020	久居 20 メーブルビレッジ公園		
			3021	久居 21 一色町公会所		
			3022	久居 22 中村町公会所		
			3023	久居 23 一色総合財産区敷地		
			3024	久居 24 森集会所		
			3025	久居 25 フォレストタウン公園		
			3026	久居 26 七栗産業会館		
			3027	久居 27 庄田町防火水槽		
			3028	久居 28 すみれ公園		
			3030	久居 30 中出家公園		
			3031	久居 31 庄田町自治会南集会所		
			3067	久居 67 森音の郷公園		
	229	榊原	3001	久居 1 榊原簡易水道上山配水場		
			3002	久居 2 一之坂公民館		
			3003	久居 3 榊原上教育集会所		
			3004	久居 4 八知山の家		
			3005	久居 5 落合小遊園地		
			3006	久居 6 榊原地区集会所		
			3007	久居 7 榊原出張所		
			3008	久居 8 榊原温泉湯の瀬		
			3009	久居 9 榊原第一区地内農道		
			3010	久居 10 榊原第二区集会所		
			3014	久居 14 榊原第一区集会所		
			3015	久居 15 下村教育集会所		
			230	豊津	3121	河芸 21 中別保子ピッコ広場
					3122	河芸 22 豊津小学校
					3123	河芸 23 影重都市公園
3125	河芸 25 松林寺					
3126	河芸 26 豊津川ポンプ場					
231	上野	3108			河芸 8 久知野自治会駐車場	
		3110			河芸 10 朝陽中学校	
		3111			河芸 11 中瀬公民館西市道	
		3114			河芸 14 津市北消防署河芸分署跡	
		3115			河芸 15 新上野公民館	
		3116			河芸 16 上野公民館駐車場	
		3117			河芸 17 本城山青少年公園	
		3118	河芸 18 東千里公民館			
		3119	河芸 19 東上野北公園			
		3120	河芸 20 東上野中央公園			
232	黒田	3101	河芸 1 三行児童公園			
		3102	河芸 2 南黒田公民館南市道			
		3103	河芸 3 北黒田公民館			
		3104	河芸 4 高佐公民館			
		3105	河芸 5 赤部公民館			
		3106	河芸 6 浜田公民館前広場			
		3109	河芸 9 河芸総合支所			
		233	千里ヶ丘	3107	河芸 7 社の街せせらぎ公園	
				3112	河芸 12 千里ヶ丘第2公園	
				3113	河芸 13 千里ヶ丘小学校	
3124	河芸 24 西千里集会所					
3127	河芸 27 社の街ひだまり公園					
234	椋本	3212	芸濃 12 西町公民館			
		3221	芸濃 21 芸濃中学校			
		3222	芸濃 22 第四部公民館			
		3223	芸濃 23 椋本団地児童公園			
		3224	芸濃 24 芸濃総合支所			
		3230	芸濃 30 豊久野公民館			
		3231	芸濃 31 岩原公民館前集積所横			
		235	明	3206	芸濃 6 忍田地内市道	
				3215	芸濃 15 中縄地内市道	
				3216	芸濃 16 第二分団消防庫前	
				3217	芸濃 17 榊原公民館	
				3218	芸濃 18 林川原公民館	
3219	芸濃 19 林殿町公民館					
3220	芸濃 20 芸濃グラウンド駐車場					
3210	芸濃 10 小野平公民館					
236	安西			3211	芸濃 11 多門公民館	
				3225	芸濃 25 安西小学校	
		3227	芸濃 27 萩野処理場			
		3228	芸濃 28 岡本地内空地			
		3229	芸濃 29 北岡本教育集会所			
		3207	芸濃 7 河原地内緑地			
		3208	芸濃 8 雲林院小学校			
		3209	芸濃 9 南山集会所			
237	雲林院	3213	芸濃 13 殿町教育集会所			
		3214	芸濃 14 藤ヶ丘団地集会所			
		3226	芸濃 26 下川公民館			
		238	河内	3202	芸濃 2 落合の郷駐車場	
				3203	芸濃 3 錫杖湖水荘	
				3204	芸濃 4 梅ヶ畑地内市道	
3205	芸濃 5 河内下公民館(宝並)					
		単独再送信局	あのうだむ再送信			

地域	群番号	群名称	個別番号	子局名称		
美里	239	高宮	3314	美里 14 柳谷防火水槽		
			3315	美里 15 新開防火水槽南市道		
			3316	美里 16 美里保健センター駐車場		
			3317	美里 17 旧高宮小学校		
			3318	美里 18 五百野地内市道		
			3326	美里 26 久居消防署美里分署		
			3327	美里 27 五百野ふれあいセンター		
			240	長野	3301	美里 1 平木多目的集会所
					3302	美里 2 旧長野小学校
					3303	美里 3 桂畑公園
					3304	美里 4 中野地内市道
					3305	美里 5 旧長野小学校跡公園
	3306	美里 6 東山教育集会所				
	3307	美里 7 南長野生活改善センター				
	3308	美里 8 南長野地内市道				
	3309	美里 9 船山公民館				
	3310	美里 10 高座原公民館				
	3311	美里 11 別所防火水槽				
	3312	美里 12 穴倉北ゴミ集積所				
	241	辰水	3313	美里 13 穴倉南防火水槽		
			3319	美里 19 坂井地内市道		
			3320	美里 20 井面防火水槽		
			3321	美里 21 日南田公民館防火水槽		
			3322	美里 22 旧辰水小学校		
			3323	美里 23 グリーンハウス		
			3324	美里 24 久保地内市道		
			3325	美里 25 長谷山ハイイツ第Ⅱ期集会所		
			242	草生	3402	安濃 2 紀平宝楽園
					3403	安濃 3 平尾公民館
					3404	安濃 4 仲之郷橋
					3405	安濃 5 旧JA草生支店南市道
	3406	安濃 6 明合団地児童公園				
	3407	安濃 7 安部区公民館				
3408	安濃 8 前田公民館					
3409	安濃 9 二子区地内市道					
3434	安濃 34 安濃中央総合公園西側駐車場					
243	村主	3410			安濃 10 神田区集会所	
		3411			安濃 11 南神山東こみ集積所横市道	
		3412			安濃 12 今徳公民館	
		3413	安濃 13 光明寺区集会所			
		3414	安濃 14 平田古墳歴史公園			
		3420	安濃 20 安濃方面団本部詰所			
		3422	安濃 22 岡南区防火水槽横			
		3423	安濃 23 浄土寺用水井戸敷地			
		3425	安濃 25 村主小学校			
		3426	安濃 26 妙法寺公民館			
		244	安濃	3421	安濃 21 安濃小学校	
				3424	安濃 24 安濃保育園	
3427	安濃 27 安濃区集落センター					
3428	安濃 28 メーブルビレッジ公園					
3429	安濃 29 内多区長瀬寺横公園					
3430	安濃 30 太田土地改良記念碑横					
3431	安濃 31 太田地区集落排水処理施設					
3432	安濃 32 清水区公民館					
3433	安濃 33 曾根児童公園					
245	明合			3401	安濃 1 戸島配水池西市道	
				3415	安濃 15 戸島区児童公園	
				3416	安濃 16 明合小学校	
		3417	安濃 17 大日種子碑境内			
		3418	安濃 18 粟加地内市道のり面			
		3419	安濃 19 安濃温泉源泉地			
		246	香良洲地区	3501	香良洲 1 地家区民会館	
				3502	香良洲 2 川原区民会館	
				3503	香良洲 3 稲葉区民会館	
3504	香良洲 4 香良洲漁業協同組合					
3505	香良洲 5 小松区内市有地					
3506	香良洲 6 砂原区民会館					
3507	香良洲 7 香良洲総合支所					
3508	香良洲 8 浜浦区内市有地					
3509	香良洲 9 香良洲公園					

地域	群番号	群名称	個別番号	子局名称		
一志	247	大井	3601	一志 1 上井生公園		
			3602	一志 2 中井生自治会ゴミ集積所横		
			3603	一志 3 下井生農村公園		
			3604	一志 4 上出公会所前広場		
			3605	一志 5 村出集会所		
			3606	一志 6 片山集会所		
			3607	一志 7 一志方面団第1分団車庫		
			3608	一志 8 石橋公会所		
			3611	一志 11 農協井間集荷場		
			3612	一志 12 東山集会所		
			3640	一志 40 市道名倉354号線沿市有地		
			3631	一志 31 下之世古公民館		
	248	波瀲	3632	一志 32 一区・小淵医院前バス停裏側		
			3633	一志 33 遠河自衛消防器具庫前		
			3634	一志 34 岩垣内公民館駐車場		
			3635	一志 35 川原出墓地駐車場		
			3636	一志 36 野口消防器具庫西		
			3637	一志 37 若袖公園駐車場		
			3638	一志 38 県道一志美杉線道路残地		
			3639	一志 39 室の口公民館		
			3643	一志 43 波瀲ふれあい会館駐車場		
			249	川合	3619	一志 19 一志団地公園
					3621	一志 21 庄村標示板橋市道
					3622	一志 22 其村集落センター（長円寺境内）
	3623	一志 23 消防団一志方面団第3分団車庫裏				
	3624	一志 24 中央のり公園				
	3625	一志 25 川合文化会館				
	3626	一志 26 姫路集会所				
	3627	一志 27 片野消防器具庫				
	3628	一志 28 小山集会所				
	3629	一志 29 小山台地公園				
	3630	一志 30 虹ヶ丘集会所				
	250	高岡			3609	一志 9 其倉橋付近防火水槽横
			3610	一志 10 高野団地公園第4		
			3613	一志 13 田尻公会所		
			3614	一志 14 高野団地公園第2		
			3615	一志 15 高野水防倉庫跡地		
			3616	一志 16 高野文化会館		
			3617	一志 17 農協旧高岡支店		
			3618	一志 18 一志総合支所		
			3620	一志 20 日置集落センター		
			3641	一志 41 野田公園		
			3642	一志 42 高野農事組合事務所敷地		
			白山	251	家城	3701
3702	白山 2 小杉公民館					
3703	白山 3 元取公民館					
3704	白山 4 福田山公民館					
3705	白山 5 二俣集落センター					
3706	白山 6 真見集落センター					
3707	白山 7 本町生活改善センター					
3708	白山 8 家城小学校					
3709	白山 9 藤集落センター					
3711	白山 11 北家城自主防災センター					
3738	白山 38 東町公民館					
252	川口	3722				白山 22 杉ヶ瀬公民館
		3723		白山 23 白山中学校		
		3724		白山 24 白山公民館		
		3725		白山 25 川口小学校		
		3726		白山 26 小野連合区公民館		
		3727		白山 27 大広教育集会所		
		3728		白山 28 茅刈公民館		
		3729		白山 29 向居山出北公民館		
		3730		白山 30 岡集落センター		
		3731		白山 31 西徳田公民館		
		253		大三	3732	白山 32 大三小学校
					3733	白山 33 白山台公民館
3734	白山 34 三ヶ野上集会所					
3735	白山 35 三ヶ野集会所					
3736	白山 36 上広集会所					
254	倭				3716	白山 16 垣内公民館
		3717		白山 17 上佐田公民館		
		3718		白山 18 佐田集会所		
		3719		白山 19 倭小学校		
		3720		白山 20 南出倶楽部		
		255		ハッ山	3710	白山 10 山田野上集会所
3712	白山 12 北出区公民館					
3713	白山 13 ハッ山小学校					
3714	白山 14 八対野三区公民館					
3715	白山 15 八対野一区公民館					
3721	白山 21 古市公民館					
3737	白山 37 青山高原保健休養地					
単独再送信局			はくさんさいそうしん			
美杉	256		竹原		3910	美杉 10 雲出川漁業協同組合
		3911		美杉 11 竹原コミュニティ防災センター		
		3801		美杉 12 レーザ付'君ヶ野'駐車場		
		3912		美杉 13 竹原地域住民センター		
		3913		美杉 14 掛之脇公民館		
		3914		美杉 15 第1分団第3格納庫		
		3802		美杉 42 寺広防火水槽		
		4004		美杉 43 脇ヶ野公民館		
		3803		美杉 65 竹原中原地内市道		
		3915		美杉 16 須淵公民館		
		3916		美杉 17 立花地内市道残地		
		3917		美杉 18 八知田防火水槽横		
	257	八知	3918	美杉 19 小西簡水ポンプ場		
			3919	美杉 20 魚九地内防火水槽		
			3920	美杉 21 八知駅前広場		
			3921	美杉 22 柳瀬地区市道		
			3922	美杉 23 第2分団第4格納庫		
			3923	美杉 24 第2分団第6格納庫		
			3924	美杉 25 老ヶ野第一公民館		
			3931	美杉 32 比津地内民地（旧 比津防火水槽）		

地域	群番号	群名称	個別番号	子局名称	
美杉	258	太郎生	3901	美杉 1 飯垣内公民館	
			3902	美杉 2 日神地内民地	
			3903	美杉 3 上登下登合同集会所	
			3904	美杉 4 太郎生殿防火水槽	
			3905	美杉 5 萩原地区市道	
			3906	美杉 6 林道大洞線ゴミ集積所前	
			3907	美杉 7 旧太郎生小学校	
			3908	美杉 8 上太郎生西地区農業集落多目的集会所	
			3909	美杉 9 江後中尾集会所	
			3925	美杉 26 逢坂集会所横三角地	
			3926	美杉 27 三多気農事集会所	
			3927	美杉 28 美杉桜ポンプ場	
	259	伊勢地	3928	美杉 29 私戸地内民地	
			3929	美杉 30 伊勢地地域住民センター	
			3930	美杉 31 旧第4分団第4格納庫	
			3938	美杉 62 石名原大妻地内民地	
			4001	美杉 33 波籠防火水槽横民地	
			4003	美杉 35 白山消防署美杉分署	
			3932	美杉 62 八幡地域住民センター	
			3933	美杉 37 旧八幡保育園	
			3934	美杉 38 中村地内民地	
			3935	美杉 39 美杉高齢者婦人センター「しゃくなげ会館」	
			3936	美杉 40 相地公会堂	
			3937	美杉 41 「養殖魚センター大吉」駐車場	
	260	八幡	4002	美杉 34 西俣地内市道	
			4011	美杉 50 第6分団第4格納庫	
			4012	美杉 51 野登瀬公民館	
			4013	美杉 52 白口防火水槽横	
			4014	美杉 53 やまなみ会館	
			4015	美杉 54 六田公民館	
			4016	美杉 55 多気地域住民センター	
			4017	美杉 56 磯田土建土場	
			4018	美杉 57 立川区公民館	
			4019	美杉 58 奥立川地内民地	
			4020	美杉 59 平生放市氏倉庫横	
			4021	美杉 60 中俣集会所	
	261	多気	4022	美杉 61 木地屋地内公園	
			4023	美杉 63 丹生俣木地屋地内市道	
			4005	美杉 44 第7分団第3格納庫	
			4006	美杉 45 宇戸原集会所	
			4007	美杉 46 下之川地域住民センター	
			4008	美杉 47 不動之口防火水槽横	
			4009	美杉 48 中津地内民地	
			4010	美杉 49 上村公民館	
			4024	美杉 64 極楽寺境内	
			単独再送信局		あまごいやまさいそうしん

特記仕様書

<名札の例>

写 真 2cm×3cm 程度	調 査 技 術 者 氏 名 ○○ ○○ 件 名 ○○○○業務委託 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 社 名 ○○○○株式会社 印
----------------------	--

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 印は所属会社の社印とする。

【現場の調査に関する事項】

受注者は、現場の調査を行う技術者（下請負を含む）には氏名、業務名、期間、顔写真、受注会社名及び社印の入った名札を着用させること。

【建築士法第24条の7に関する事項】

契約締結前に建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行うこと。

【建築士法第24条の8に関する事項】

契約を締結したときは、建築士法第24条の8に基づく書面を交付すること。

【前払い金に関する事項】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約金額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いをするものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
<p>暴力団等の不当介入の排除等</p>	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成27年津市訓第76号）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等（以下「受注者等」という。）は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。</p> <p>(2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。</p> <p>(3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。</p> <p>(4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。</p> <p>なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置</p> <p>入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）に基づく指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除</p> <p>上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
<p>配慮依頼事項</p>	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。</p> <p>なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。</p> <p>2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。</p> <p>3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。</p> <p>4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
<p>津市公契約条例</p>	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。</p> <p>なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例（津市条例第22号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。</p> <p>(3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。</p> <p>(4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。</p> <p>(6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等</p> <p>市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。</p> <p>(1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。</p> <p>(2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<p>本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件（以下「三つの密」という。）が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 5 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者（以下「感染者等」という。）であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 6 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条（設計図書等の変更）の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。